

2007年(平成19年)3月2日

株式会社 東京法経学院出版
代表取締役 川勝 義秋 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清 水 巖

〒655 - 0022
神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内
TEL : 078 361 7234
FAX : 078 361 7228
URL : <http://hyogo-e-net.com>
〔連絡先〕 かけはし法律事務所
弁護士 亀井 尚也
TEL : 078 361 9494
FAX : 078 361 9493

申 入 書

第1 申入れの趣旨

貴社が開設されている司法書士講座をはじめとする講座受講規定の「第5【解約・返金等】」の条項を削除し、民法の原則どおり、受講申込者による契約解除がいつでも可能であること、かつ支払い済み受講料について受講済みの部分に相当する受講料と若干の事務手数料等を除いて返金する扱いに改められてその旨を申込書等に明記されるよう、申し入れます。

あわせて、貴社のご見解及び対応策について、本書面到着後1ヵ月以内に文書にてご回答いただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第2 申入れの理由

1 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットについて

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット(以下、「当NPO法人」という)は、兵庫県神戸市に事務所を置く、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する

普及啓発事業等を行うことを目的とする特定非営利活動法人です。

2 貴社開設講座における約款条項

貴社は、受講規定中に以下の条項を定めておられます。

第5【解約・返金等】

(1) お客様は、受講申込後においては、お客様ご本人の死亡、重大な疾病による受講不能(医師の診断書を提出していただきます。)または、これらに準ずる正当事由がなければ、申込の撤回・取消および受講契約の取消・解約等により、返金を請求することは出来ません。たとえば、経済事情が悪化した、受講する時間的余裕がなくなった、等の個人的都合によるものについては、通常の取引同様、一切応じられませんので予めご了承願います。

(2) (1)の正当事由が存在し、お客様からの受講契約の取消・解約等のお申し出により返金する場合、以下の基準に従って返金額を決定するものとします。

[1] 受講申込後で講座開始前(通信講座の場合、当社からの発送前)の取消・解約等

<5万円以上の講座の場合> 受領済受講料から10000円を差引いた額

<5万円未満の講座の場合> 受領済受講料から、受講申込講座の当学院所定の正規価格(割引を含まない)の20%に相当する額を差引いた額

[2] 講座開始後(通信講座の場合、当社からの発送後)の取消・解約等

<通学講座の場合> 受領済受講料から 取消・解約等のお申し出までに講義スケジュールに従い実施済の講義部分に相当する受講料および配布した教材の部分を差引いた額 および 3万円または の残額の20%に相当する額のいずれか低い額を の残額から差引いた額

<通信講座の場合> 受講申込講座に関する当学院所定の発送スケジュールに従い、取消・解約等お申し出時までの期間および発送済の通信講座の教材等の部分を差引いた額。および 3万円または の残額の20%に相当する額をいずれか低い額を の残額から差引いた額

(貴社受講規定より抜粋)

しかし、同条項は、消費者契約法10条に違反し無効な条項であると言わざるを得ません。以下詳述します。

3 貴社と受講申込者との間の受講契約の法的性質

貴社と受講申込者との間の受講契約は、学習塾と同様に準委任契約であり、民法上は当事者がいつでも契約を解除することができることされており、相手方に不利な時期に解除した場合にはやむを得ない場合を除いて損害賠償をしなければならないとされているだけであります(民法651条、656条)。

なお、この間多数の下級審判決があいついだ私立大学の学納金返還訴訟において、最2小判平成18年11月27日（最高裁ホームページ掲載）は、在学契約は有償双務契約としての性質を有する民法上の無名契約であると解しましたが、憲法26条1項の趣旨や教育の理念にかんがみ、学生の意思を最大限尊重すべきとして、学生は原則としていつでも任意に在学契約を将来に向かって解除することができる、としていますので、準委任契約と解するのと結論において差はありません。

4 貴社の約款条項の消費者契約法10条違反性

ところが、貴社の講座受講規定は、「お客様は、受講申込後においては、お客様ご本人の死亡、重大な疾病による受講不能(医師の診断書を提出していただきます。)または、これらに準ずる正当事由がなければ、申込の撤回・取消および受講契約の取消・解約等により、返金を請求することは出来ません。たとえば、経済事情が悪化した、受講する時間的余裕がなくなった、等の個人的都合によるものについては、通常取引同様、一切応じられませんので予めご了承願います。」としており、実質的には一切解除を認めず受講料の全額を違約金として没収するのとほとんど変わらない内容となっています。したがって、同規定は、民法の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して「消費者の権利を制限」し、かつ「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害する」ものというべきであり、消費者契約法10条により無効と言わざるを得ません。

そもそも、委任契約は、当事者相互に高度の信頼関係が存在しなければ効果が得られないことから、当事者はいつでも解除できるとされています。準委任契約である教育サービスも、受講者と教育サービス提供者相互に高度の信頼関係が成立していることを前提として効果が得られるものです。受講者が提供されるサービスの質（講師の質も含む）・内容に疑問をもち信頼できないと考える場合、またサービスの難易度が受講者の能力に適合していない場合などには、学習意欲を殺がれ教育効果を得られることは期待できません。このような相互の信頼関係は、受講を開始してみなければ分からないのが通常だからです。このような場合にも、いったん契約した場合は、たとえ「効果が得られない（たとえ主観的な判断であっても）受講したくない」と思いながらも長期間にわたってその教育サービスを受講しなければならないとすれば、受講者にあまりに大きな犠牲を強いることとなります。また、資格試験や就職試験の受験教育サービスは、受講者の人生の進路・生き方を決定づける極めて重要な時期にあたるものであり、受講者を特定の塾等の契約に長期間にわたって拘束する（または他の予備校や塾等による教育サービスの受講を経済的に困難にする）ことは、人生にとって取り返しのつかない不利益をもたらす可能性もあります。したがって、このような資格試験・就職試験の教育サービスにおいて、本来は準委任契約に認められている自由な契約解除権を、特約によって認めないとするのは、著しく信義に反し消費者の利益を一方的に害するものであると

言わざるをえません。

なお、受講者による契約解除は、塾等の教育サービス提供者側にも一定の損害を発生させることが予想されますが、受講者に重大な犠牲を強いてでも「正当事由がなければ契約解除を認めない」としなければならぬほどの大きな損害を発生させることになるとはとうてい考えられません。

ちなみに、東京地判平成15年11月10日判タ1164号153頁は、医学部進学塾の受講契約及び模試受験契約において、解除時期を問わずに、申込者からの解除を一切許さないとして実質的に受講料又は受験料の全額を違約金として没収するに等しいような解除制限特約は、消費者契約法10条により無効であると判断しています。その理由として、当該冬季講習や年間模試が複数の申込者を対象としており、その準備作業等が申込者1人の解除により全く無に帰するものであるとは考えられないことが挙げられています。この理は貴社にもそのままあてはまります。

5 解除を認める場合の違約金条項と消費者契約法9条1号

なお、資格試験予備校の中には、受講申込者の個人的事情による解除も含めて一応認めるものの、貴社が受講不能による受講契約の解除を認める場合の返金規定と同様に、受講者が申し込んだ講座の開始前の解除と開始後の解除の場合に分けて、程度に差を設けていずれの場合もかなりの違約金的な金額を控除したうえで返金する扱いとしているところも見られます。この点は、準委任契約を相手方に不利な時期に解除した場合にはやむを得ない場合を除いて損害賠償をしなければならないとされていること（民法651条、656条）を具体化したものと一応評価する余地はあります。

しかし、この点については、損害賠償の範囲がどこまで及ぶのかが大きな問題であり、消費者契約法9条1号により、違約金の額が「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」場合は、超える部分が無効となりますので、その点の検討が必要です。基準としては、特定商取引に関する法律中の学習塾に関する規定が「平均的な損害」を具体化したものと考えられます。

6 むすび

以上のとおり、貴社の前記約款条項は消費者契約法10条に違反するので即刻削除されるよう求めるとともに、これを改める場合には、解約手数料が同法9条1号に反しないよう、特定商取引に関する法律中の学習塾に関する規定に則った内容とされるよう、あわせて申し入れる次第です。